

## 令和5・6年度の審議会及び部会の運営方法について

### 1 部会の設置及び構成

- (1) 審議会規則第7条第1項の規定に基づき三つの部会（情報公開部会、個人情報保護部会、公文書管理部会）を設置する。
- (2) 審議会委員は、有識者の各区分から12名を委嘱しており、各部会は、それぞれ5名以内で構成する。
- (3) 部会長は審議会規則第7条第2項により、会長が指名することとする。
- (4) 設置期間は、委員の任期である令和7年3月末までとする。

#### ■部会構成（事務局案）

（※五十音順，敬称略）

部会	委員氏名	所属団体等
情報公開 部会 (5名)	加賀谷 達郎	新潟市民オンブズマン（弁護士）
	沢田 克己	新潟大学法学部教授
	柴澤 恵子	弁護士
	布 岳史	司法書士
	中村 昌子	新潟市消費者協会理事
個人情報 保護部会 (5名)	上村 都	新潟大学法学部教授
	内山 晶	弁護士
	高木 義和	元新潟国際情報大学名誉教授
	山本 真敬	新潟大学法学部准教授
	渡辺 美弥子	新潟人権擁護委員協議会委員
公文書管 理部会 (4名)	小田 信雄	前新潟市区自治協議会会長会議座長
	中村 元	新潟大学人文学部准教授
	柴澤 恵子(兼)	弁護士
	山本 真敬(兼)	新潟大学法学部准教授

### 2 部会の決議

- (1) 審議の迅速化を図るため、審議会規則第7条第4項により、「部会の決議をもって審議会の決議とする」。
- (2) 部会で審議を開始した案件であっても、案件の内容に応じて、部会が、審議会  
で審議すべき重要な案件であると判断した場合には、会長と部会長が協議して審議  
会で審議することができるものとする。